

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいつでも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます（来所、文書相談）。来所相談の場合は日時をご予約いただくため、専任経営相談員までお電話ください。来所相談の場合は、おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

法律専門相談員：弁護士 小嶋 正（第一東京弁護士会。昭和37年生まれ。慶應義塾大学法学部法律学卒、法テラス（日本司法支援センター）審査委員、東社協顧問弁護士、「社会福祉施設における事故責任と対策」、「身寄りのいない高齢者への支援の手引き」いずれも単著 東社協）

会計専門相談

会計基準、会計関連通知に係る会計処理方法など、個別案件に、公認会計士がご相談に応じます（原則文書相談）。専任経営相談員宛できるだけEメールにてご相談ください。おおむね2日以内に回答いたします。

会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍（昭和22年生まれ。中央大学商学部卒、日本公認会計士協会元副会長、総務省、文科省、経産省、金融庁等の各種委員会委員多数就任、日本ユニセフ監事、「社会福祉法人監事監査の手引き」監修 東社協、「改訂社会福祉法人会計の実務」共著 東社協）

労務専門相談

採用から解雇まで、就業規則、人事・労務管理全般の個別案件に、社会保険労務士がご相談に応じます（文書、来所相談）。専任経営相談員宛できるだけEメールにてご相談ください。おおむね2日以内に回答いたします。

労務専門相談員：社会保険労務士 綱川 晃弘（昭和38年生まれ。早稲田大学法学部卒 東京都福祉サービス評価推進機構委員、東社協労基法研修会講師、各種シンクタンク参画、「介護サービス事業の経営実務」共著、第一法規「非常勤ホームヘルパーの雇用管理の手引き」監修 全社協）

一般相談

この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時宛できるだけEメール、電話、来所でのご相談にお応えします。

メールは、東社協HP・トップページ下の「経営相談室」からどうぞ

専任経営相談員：東社協福祉部 長谷川保夫（昭和26年生まれ。日社大卒、「社会福祉施設・事業者のための規程集（運営編）、（人事労務編）、（会計経理編）」、「社会福祉施設・事業者のための労基法等Q&A」、「社会福祉法人設立運営の手引き」、「社会福祉施設・事業者のための運営ハンドブック」、「社会福祉法人監事監査の手引き」他編集）

兼任経営相談員：東社協福祉部経営支援担当主任 高村 卓朗

平成26年度は 1,358件のご相談がありました。

*以下に、平成26年度の実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律専門相談

(25件、再来2件)

親元から独立して生活をする新卒採用者に対し、入社後3年間勤務することを条件として、30万円を支給する制度を考えているが、考え方に問題はあるか。どうしたら運用開始が可能か。

適応障害で病欠中(無給)の有期契約職員であっても「更新をしない」旨を伝えることは雇止め法理に抵触することはないか。

栄養士として問題のある対応が多い職員を栄養士以外の業務に配置転換したいが法的に問題はないか。

会計専門相談

(69件、再来1件)

地域包括支援センターを行政より受託している場合、介護予防支援事業とサービス区分を別にすべきか。

障害者入所施設で施設入所支援、生活介護と2つの事業を行っており、職員は両方の事業に従事している為、人件費は作為的に按分する必要があるが、退職共済掛金に関しては事業収入割合などによる按分ではなく、両方の事業それぞれに職員を配置して計上するという方法でも可能か。

当施設は複合施設で複数の拠点区分が存在しており、A 拠点区分の預金から共通経費の引落しがされている。より合理的に事務作業を行えないか検討しており、より良い伝票処理を指導してほしい。

労務専門相談

(27件)

経営悪化により、毎年行ってきた定期昇給を今年度は査定昇給に変え、評価が高かった職員のみを昇給の対象にしたいと考えているが、不利益変更となるか。就業規則の変更は必要か。

「そううつ病」により病欠休職となった職員が妊娠、出産をした場合で、産休中や育児休暇中も治療中である場合は、病欠休職は中断することはないか、休職期間に含めてよいか。

一般相談

(1,237件。内、来所相談53件、通信相談1,184件)

当保育所は、27年4月には幼保連携型認定こども園へ移行しないが影響を受ける事項はあるか。

被成年後見人でない証明は「登記されていない証明」ではいけないのか。

互助会の要件はあるか。互助会の支出に関して問題となる点はあるか。

玄関、園舎等のカギを職員が紛失したので、全額賠償させていいか。弁護士である理事から全額は負担が大きいのではとの意見があった。

(相談内容別：会計相談 58%、経営一般 23%、職員処遇 11%、社会福祉法人設立・事業創設 4%)

東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室 相談室だよりNo.111 平成27年4月14日
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)

TEL 03-3268-7170 Eメール k_soudan@tcs.w.tvac.or.jp

メールは「東社協HP・トップページ」⇒経営相談室(クリック)⇒相談はこちらで立ち上がります。